

## 東京都・特別区一般職員人事交流実施基準等の改正について(案)

### 1 趣旨

都と区において人事制度が独自に発展していることを踏まえ、東京都・特別区一般職員人事交流実施基準等から遠距離通勤や結婚等の自己都合を理由とした交流に係る規定を削除する。

### 2 改正内容

別紙 新旧対照表のとおり

### 3 適用年月日

令和3年4月1日以降の人事交流に適用する。

## 東京都・特別区一般職員人事交流実施基準 新旧対照表

新	旧
<p>1. 及び2. (略)</p> <p>3. 交流事由</p> <p>(1) 東京都または同一の特別区に5年〔衛生監視(特別区における化学技術を除く。)]については3年〕以上在職する職員で、内部での異動が困難なため知事または特別区長が交流することを必要と認める場合 (削除)</p> <p><u>(2) 医師および歯科医師については、在職期間にかかわらず、職務上の必要から知事または特別区長が交流することを必要と認める場合</u></p> <p><u>(3) その他職務上の必要から知事または特別区長が交流することを特に必要と認める場合</u></p> <p>4. から9. (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この基準は、令和〇年〇〇月〇〇日から施行する。ただし、令和3年3月31日以前に実施される人事交流については、なお従前の例による。</u></p>	<p>1. 及び2. (略)</p> <p>3. 交流事由</p> <p>(1) 東京都または同一の特別区に5年〔衛生監視(特別区における化学技術を除く。)]については3年〕以上在職する職員で、内部での異動が困難なため知事または特別区長が交流することを必要と認める場合</p> <p><u>(2) 遠距離通勤および結婚等の理由により職員から交流の申し出があり、知事または特別区長が交流することを適当と認める場合</u></p> <p><u>(3) 医師および歯科医師については、在職期間にかかわらず、職務上の必要から知事または特別区長が交流することを必要と認める場合</u></p> <p><u>(4) その他職務上の必要から知事または特別区長が交流することを特に必要と認める場合</u></p> <p>4. から9. (略)</p>

東京都・特別区一般職員人事交流実施基準実施細目 新旧対照表

新	旧
<p>1. (略)</p> <p>2. 交流事由の運用方針</p> <p>(1) 「内部での異動が困難」とは、同一職種に属する職員が少数であること、職務内容が許認可事務等の権力行政であること等、東京都または同一の特別区の内部職員のみでは適正な異動が困難である場合をいう。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(2) 在職期間の計算にあたっては、事務移管により配置された職員の前所属において勤務した期間を通算する。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細目は、令和〇年〇〇月〇〇日から施行する。ただし、令和3年3月31日以前に実施される人事交流については、なお従前の例による。</u></p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 交流事由の運用方針</p> <p>(1) 「内部での異動が困難」とは、同一職種に属する職員が少数であること、職務内容が許認可事務等の権力行政であること等、東京都または同一の特別区の内部職員のみでは適正な異動が困難である場合をいう。</p> <p><u>(2) 「遠距離通勤」とは、通勤に要する時間がおおむね片道90分以上の場合をいう。</u></p> <p><u>(3) 在職期間の計算にあたっては、事務移管により配置された職員の前所属において勤務した期間を通算する。</u></p>